

議第 110 号 呉市職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

国家公務員の給与に関する人事院勧告（令和元年 8 月 7 日付け）等に準じ、給与の改定を行うものです。

2 改正の内容

(1) 呉市職員の給与に関する条例の一部改正（第 1 条～第 3 条関係）

ア 一般職給料表、消防職給料表、教育職給料表及び医療職給料表の改定

一般職給料表、消防職給料表、教育職給料表及び医療職給料表に定める給料月額を引き上げます。

なお、この改定による平均引上げ率（一般職給料表）は、0.06 パーセントです。

イ 勤勉手当等の支給割合の改定

勤勉手当の年間支給割合を、再任用職員を除き 0.05 月分引き上げます。これにより、期末手当と勤勉手当の年間支給割合の合計は、4.45 月分が 4.5 月分になります。

【期末手当と勤勉手当の各期別支給割合】

(ア) 令和元年度

（括弧内は再任用職員 単位：月）

期別 区分	現 行			改 正 案		
	期 末	勤 勉	合 計	期 末	勤 勉	合 計
6 月期	1.3 (0.725)	0.925 (0.45)	2.225 (1.175)	1.3 (0.725)	0.925 (0.45)	2.225 (1.175)
12 月期	1.3 (0.725)	<u>0.925</u> (0.45)	<u>2.225</u> (1.175)	1.3 (0.725)	<u>0.975</u> (0.45)	<u>2.275</u> (1.175)
計	2.6 (1.45)	<u>1.85</u> (0.9)	<u>4.45</u> (2.35)	2.6 (1.45)	<u>1.9</u> (0.9)	<u>4.5</u> (2.35)

(イ) 令和 2 年度以降

（括弧内は再任用職員 単位：月）

期別 区分	現 行			改 正 案		
	期 末	勤 勉	合 計	期 末	勤 勉	合 計
6 月期	1.3 (0.725)	<u>0.925</u> (0.45)	<u>2.225</u> (1.175)	1.3 (0.725)	<u>0.95</u> (0.45)	<u>2.25</u> (1.175)
12 月期	1.3 (0.725)	<u>0.925</u> (0.45)	<u>2.225</u> (1.175)	1.3 (0.725)	<u>0.95</u> (0.45)	<u>2.25</u> (1.175)
計	2.6 (1.45)	<u>1.85</u> (0.9)	<u>4.45</u> (2.35)	2.6 (1.45)	<u>1.9</u> (0.9)	<u>4.5</u> (2.35)

ウ 住居手当の改定

国家公務員の住居手当の改定を参考とし、住居手当の支給対象となる家賃額の下限を16,000円を超える場合とするとともに、支給額の上限を1,000円引き上げるものです。

現 行		改 正 案	
家賃区分	支給額	家賃区分	支給額
<u>4,800円未満</u>	<u>家賃額</u>	<u>16,000円以下</u>	<u>なし</u>
<u>4,800円以上</u> <u>16,000円以下</u>	<u>4,800円</u>		
16,000円を超え <u>23,000円以下</u>	家賃額－ <u>11,200円</u>	16,000円を超え <u>27,000円以下</u>	家賃額－ <u>16,000円</u>
<u>23,000円を超え</u> <u>54,400円未満</u>	(家賃額－ <u>23,000円</u>) ×1/2+11,800円	<u>27,000円を超え</u> <u>60,400円未満</u>	(家賃額－ <u>27,000円</u>) ×1/2+11,800円
<u>54,400円以上</u>	<u>27,500円</u>	<u>60,400円以上</u>	<u>28,500円</u>

※家賃27,000円を超え28,500円未満については、家賃額－27,000円+11,000円

(2) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正（第4条・第5条関係）

ア 特定任期付職員の給料表の改定

特定任期付職員（高度の知識経験又は優れた識見を有する者として任期を定めて採用された職員をいいます。以下同じ。）の給料月額を次のとおり引き上げます。

号給	現 行	改 正 案
1	<u>374,000円</u>	<u>375,000円</u>
2	422,000円	現行どおり
3	472,000円	
4	533,000円	
5	608,000円	

イ 特定任期付職員の期末手当の支給割合の改定

特定任期付職員の期末手当の年間支給割合を、0.05月分引き上げます。

【期末手当の各期別支給割合】

(ア) 令和元年度

(単位：月)

期別区分	現 行	改 正 案
6月期	1.675	1.675
12月期	<u>1.675</u>	<u>1.725</u>
計	<u>3.35</u>	<u>3.4</u>

(イ) 令和2年度以降

(単位：月)

期別区分	現 行	改 正 案
6月期	<u>1.675</u>	<u>1.7</u>
12月期	<u>1.675</u>	<u>1.7</u>
計	<u>3.35</u>	<u>3.4</u>

3 施行期日

- (1) 第1条及び第2条並びに第4条の規定 公布の日（平成31年4月1日から適用）
- (2) 第3条及び第5条の規定 令和2年4月1日